

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまうので、事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



見守り 新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で**屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、**写真**を見せられ屋根の**修理**を勧められた。「**火災保険**が下りれば**実費負担なく**工事ができる。

保険の**申請は無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に**写真**を見せたら**修理の必要はない**と言われた。

申込書には「保険適用前に**キャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。

(80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

ひとこと助言

災害後の
勧誘に注意



見守るくん

- 災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。